

教職員の懲戒処分について

令和6年10月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
三次市立 中学校 教諭 (41歳)	戒告	<p>令和6年6月6日(木)、勤務校の理科室において、酸化と還元について学習する実験中、生徒が熱した銅板を、当該教諭が持つ容器に入れたエタノールに浸したところ引火し、容器ごと落下した。その際、1名の生徒が脚に火傷を負った。さらに、1名の生徒が首に火傷し、1名の生徒が足を捻挫した。</p> <p>当該教諭は、危険性の検討を十分に行わずに火気の近くで多量のエタノールを使用する実験を実施し、また、当該実験の実施に当たり予備実験を怠る等、安全管理が徹底できていなかった。</p> <p>このことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp